

宝達志水町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 12,256	千円 8,693,611	千円 716,790	千円 1,148,653	% 13.2	% 12.8

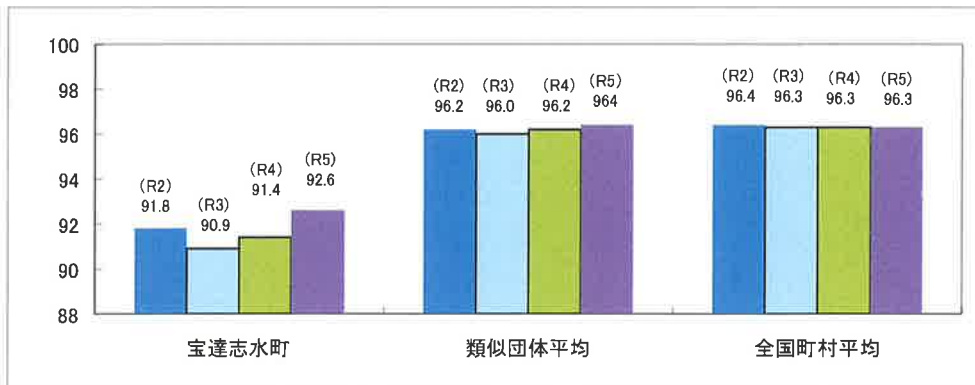
(注) 人件費には、職員に支払われる給与のほか、町長や町議会議員等の特別職に支払われる給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
4年度	人 132	千円 457,917	千円 69,199	千円 166,106	千円 693,222	千円 5,251	千円 5,447	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の普通会計に属する人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施**] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由）

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均1.5%引き下げ。(最大で△2.8%見直し率) 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)経過措置(現給保障)を実施。他の給料表についても一般行政職給料表との均衡を踏まえ見直しを実施。

② その他の見直し内容

防疫等作業手当、夜間看護等手当について、国の人事院規則に準じて新設または見直し(令和2年3月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宝達志水町	44.1 歳	308,600 円	377,888 円	325,499 円
石川県	42.2 歳	318,903 円	402,307 円	352,055 円
国	42.4 歳	322,487 円	-	404,015 円
類似団体	41.3 歳	301,670 円	356,818 円	324,493 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	A/B
宝達志水町	40.8 歳	3	247,400 円	304,933 円	272,233 円	-	-	-	-
うち自動車運転手	*** 歳	1	*** 円	*** 円	*** 円	自家用乗用自動車 運転手	64.3	245,500	-
うちその他技能 労務職	*** 歳	2	*** 円	*** 円	*** 円	-	-	-	-
石川県	55.4 歳	128	298,639 円	330,940 円	310,179 円	-	-	-	-
国	51.2 歳	1,941	286,942 円	-	329,178 円	-	-	-	-
類似団体	52.0 歳	4	289,533 円	309,111 円	299,110 円	-	-	-	-

※個人情報の観点から、職員が1～2名の場合はデータを全て「*（アスタリスク）」とする。

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
宝達志水町	-	-	-
うち自動車運 手	***円	3,220,700	-
うちその他技能 労務職	***円	-	-

* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2年～令和4年の3ヶ年平均)

* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

* 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかかかされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分		宝達志水町	石川県	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	185,600 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	155,000 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	151,900 円	152,300 円	- 円
	中学卒	143,800 円	136,500 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,600 円	330,500 円	346,100 円	385,800 円
	高校卒	244,100 円	- 円	333,500 円	354,600 円
技能労務職	高校卒	- 円	* * * 円	- 円	* * * 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	12人	11.1%	150,100円	247,600円
2級	主任、主事	19人	17.6%	198,500円	304,200円
3級	主幹、主任	45人	41.7%	234,400円	350,000円
4級	課長補佐、次長	17人	15.7%	266,000円	381,000円
5級	課長、担当課長	10人	9.3%	290,700円	393,000円
6級	課長	3人	2.7%	319,200円	410,200円
7級	参事、課長	2人	1.9%	362,900円	444,900円

(注) 1 宝達志水町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	宝達志水町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宝達志水町		石川県		国	
1人当たり平均支給額(4年度) 1,366 千円		1人当たり平均支給額(4年度) 1,533 千円		—	
(4年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.0 月分 (0.95) 月分		(4年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.0 月分 (0.95) 月分		(4年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.0 月分 (0.95) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和4年度中における運用	宝達志水町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

宝達志水町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
1人当たり平均支給額	4,493 千円	17,259 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(4年度決算)		18,973 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)		395,270 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(4年度)		22.7 %		
手当の種類(手当数)		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(4年度決算)	左記職員に対する支給単価
行旅死亡人等処置手当	行旅死亡人又は行旅病人の収容作業に従事した職員	行旅死亡人又は行旅病人の収容作業	0 千円	死亡人1万円、病人3千円
医療業務手当	医療業務及び診療業務についての調査、研究に従事する医療給料表の適用を受ける職員のうち、町長の定める職員	医療業務及び診療業務についての調査、研究	15,186 千円	予算の範囲内で町長が別に定める額
防疫等作業手当	新型コロナウイルス感染症から町民の生命及び健康を保護するために従事した職員、感染症の患者等の身体に接触して行う作業に従事した職員	新型コロナウイルス感染症患者等に接して行う診療、救護、看護、検査、搬送、病原体付着物等の処理作業等	8,445 千円	日額3,000円(患者等の身体に接触する作業又は患者等に長時間接する作業は4,000円)
放射線取扱手当	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	189 千円	月額7,000円
夜間看護等手当	病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師の師の資格を有する職員及びこれらの職員の業務を補助する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部として午後10時から翌日の午前5時までの間において看護等の業務に従事したとき。	10,184 千円	1 深夜における勤務時間が4時間以上 3,550円 2 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満 3,100円 3 深夜における勤務時間が2時間未満 2,150円
	病院に勤務する医療給料表の適用を受ける職員のうち町長の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し町長が定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従		155 千円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(4年度決算)	36,180 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	270 千円
支給実績(3年度決算)	30,073 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	224 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績(4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)																										
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 6,500 円 ・子 10,000 円 ・父母等 6,500 円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000 円 (1人につき・加算額)	同	12,440千円	234,716 円																										
住居手当	○借家・借間居住者 <ul style="list-style-type: none"> ・家賃が月額27,000円以下 家賃-16,000円 ・家賃が月額27,000円を超え61,000円未満 (家賃-27,000円) ×1/2+11,000円 ・家賃が月額61,000円以上 28,000円 	同	2,206千円	220,600 円																										
通勤手当	○交通機関を利用して運賃等を負担している職員 <ul style="list-style-type: none"> ・運賃相当額が55,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が55,000円超 55,000円 ○交通用具等を使用している職員 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>2～5km</td><td>2,000 円</td></tr> <tr><td>5～10km</td><td>4,200 円</td></tr> <tr><td>10～15km</td><td>7,100 円</td></tr> <tr><td>15～20km</td><td>10,000 円</td></tr> <tr><td>20～25km</td><td>12,900 円</td></tr> <tr><td>25～30km</td><td>15,800 円</td></tr> <tr><td>30～35km</td><td>18,700 円</td></tr> <tr><td>35～40km</td><td>21,600 円</td></tr> <tr><td>40～45km</td><td>24,400 円</td></tr> <tr><td>45～50km</td><td>26,200 円</td></tr> <tr><td>50～55km</td><td>28,000 円</td></tr> <tr><td>55～60km</td><td>29,800 円</td></tr> <tr><td>60km以上</td><td>31,600 円</td></tr> </table>	2～5km	2,000 円	5～10km	4,200 円	10～15km	7,100 円	15～20km	10,000 円	20～25km	12,900 円	25～30km	15,800 円	30～35km	18,700 円	35～40km	21,600 円	40～45km	24,400 円	45～50km	26,200 円	50～55km	28,000 円	55～60km	29,800 円	60km以上	31,600 円	同	7,757千円	71,165 円
2～5km	2,000 円																													
5～10km	4,200 円																													
10～15km	7,100 円																													
15～20km	10,000 円																													
20～25km	12,900 円																													
25～30km	15,800 円																													
30～35km	18,700 円																													
35～40km	21,600 円																													
40～45km	24,400 円																													
45～50km	26,200 円																													
50～55km	28,000 円																													
55～60km	29,800 円																													
60km以上	31,600 円																													
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づいて支給 給料表の別に、職務の級及び区分に応じて 29,600円～77,400円	同	7,553千円	503,533 円																										

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等				
給 料	町 長	760,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額			
	副 町 長		600,000 円	最高額	846,000 円	最低額
報 酬	議 長	337,000 円	最高額	354,000 円	最低額	247,000 円
	副 議 長	285,000 円		306,000 円		193,000 円
	議 員	275,000 円		288,000 円		175,000 円
期 末 手 当	町長、副町長	(令和4年度支給割合) 3.25月				
	議長、副議長、議員	(令和4年度支給割合) 3.25月				
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 町 長	76万円×在職年数×(100/100+487/100)	17,844,800円	任期毎		
		60万円×在職年数×(100/100+207/100)	7,368,000円	任期毎		

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

2 ただし町長の給料は任期満了まで10%カットしている。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

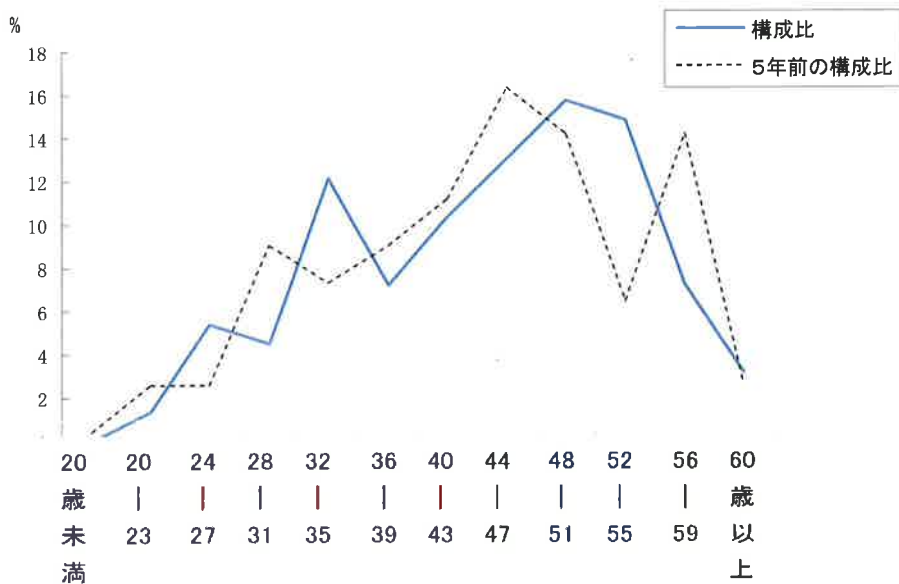
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和4年		
普 通 会 計 部 門	議 会	3	3	0	
	総 務	36	38	△ 2	職員配置の見直し
	税 務	9	9	0	
	民 生	26	26	0	
	衛 生	11	12	△ 1	職員配置の見直し
	労 働	0	0	0	
	農林水産	8	8	0	職員配置の見直し
	商 工	2	2	0	
	土 木	7	7	0	
	計	102	105	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.96 人
	教育部門	23	22	1	
	小 計	125	127	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 102.89 人
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	73	74	△ 1	職員配置の見直し
	水 道	3	3	0	
	下水道	3	3	0	
	その他	7	7	0	
	小 計	86	87	△ 1	
合 計		211	214	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 173.69 人
		[273]	[273]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	12人	10人	27人	16人	23人	29人	35人	33人	16人	7人	211人

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

部門別	年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政		114	111	107	108	105	102	▲ 12	▲ 10.5 %
教育		22	23	22	21	22	23	1	4.5 %
普通会計計		136	134	129	129	127	125	▲ 11	▲ 8.1 %
公営企業等会計計		88	89	89	89	87	86	▲ 2	▲ 2.3 %
総合計		224	223	218	218	214	211	▲ 13	▲ 5.8 %

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

職員の服務等について

1 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和5年4月1日現在）

勤務時間	8 : 30 ~ 17 : 15（1週間の勤務時間 38時間45分）
休憩時間	12 : 00 ~ 13 : 00

（注）業務の性質により上記の勤務時間によることができない勤務箇所の勤務時間は上記以外の勤務の割り振りによります。

(2) 休暇の状況（令和5年4月1日現在）

職員の休暇については、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により定められています。

区分	事由	期間
病 気 休 暇	下記以外	90日の範囲内
	結核性疾患	1年の範囲内
	公務上又は通勤による負傷又は疾病	必要と認められる期間
特 別 休 暇	選挙権その他公民としての権利の行使	必要と認められる期間
	証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄移植のための登録又は提供に伴う検査、入院等	必要と認められる期間
	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	1の年において5日の範囲内
特 別 休 暇	結婚休暇	連続する7日(土日を除く)の範囲内
	産前・産後休暇	産前8週間・産後8週間
	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のための授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
	産後パパ育休	子の出生後8週間以内において4週間までの期間
	男性の育児参加	1歳までの間で5日の範囲内
	出生サポート休暇	不妊治療に係る通院等5日 体外受精の場合は10日の範囲内
	生理休暇	2日以内の範囲内
	職員の妻の出産に伴う入退院の付添い等を行う場合	妻が入院する等の日から出産の日後2週間の期間内に2日
	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、子を看護する必要がある場合	1の年において5日の範囲内
	忌引休暇	親族の区分により1日から7日の範囲内
	父母等の追悼のための特別な行事	1日の範囲内
	夏季休暇	7月から9月までの間に5日の範囲内
	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により勤務することが困難であると認められる場合	必要と認められる期間
介 護 休 暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母及び兄弟姉妹等を2週間以上にわたり介護するため、勤務しないことが相当であると認められるとき	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の範囲内

2 職員の分限及び懲戒処分の状況

（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

懲戒処分	免 職	停 職	減 給	戒 告
	0人	0人	0人	0人
分限処分	免 職	降 任	休 職	降 給
	0人	0人	1人	0人

※懲戒処分:職員に、法令等違反や全体の奉仕者である公務員としてふさわしくない非行があった場合などに、公務員関係の秩序を維持するため、制裁として行うもの。

※分限処分:公務の能率を維持し公務の適正な運営を確保するため、勤務実績が良くない場合や心身の故障により長期の休養を必要とする場合に、職員の意に反して行うもの。